通院・在宅精神療法の口注 11 (早期診療体制充実加算) 口注 12 (情報通信機器を用いた精神療法)

に規定する施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項に□に ✔を記入すること。

1 常勤の精神保健指定医の配置に係る要件

(常勤の精神保健指定医の氏名及び指定医番号を記入すること。)

氏名	指定医番号

2 通院・在宅精神療法の算定回数に係る要件

(以下の各数値を記載し、要件を満たす場合は、□に ✔を記入すること。)

当該保険医療機関が過去6か月間に実施した通院・在宅精神療法の 算定回数				回 (a)
		「1」の口(初診の日に60分以上)	の算定回数	回 (b)
		「1」の八の(1)(30分以上)	の算定回数	回 (c)
	うち、	「2」の口(初診の日に60分以上)	の算定回数	回 (d)
		「2」のハの(1)(60分以上)	の算定回数	回 (e)
		「2」のハの(2)(30分以上60分未満)	の算定回数	回 (f)
		$\{(b) + (c) + (d) + (e) + (f)\} / (a)$		(%)
				□ (≧5%)

※診療所にあっては、以下の各数値も記載し、要件を満たす場合は、□に**√**を記入すること。

当該保険医療機関に勤務する医師の数	人 (g)
${(b) + (d)} / (g)$	(回/人) □ (≧60)

3 精神保健指定医に係る要件(直近1年間の実績を記入すること)									
			指定医氏名① 指定医氏名②					2)	
				()	()
					指定医番号		ŧ	指定医番号	
				()	()
	他	医療機関で時間	外、休日又は	深夜に	おける外来	対応施設	设での外	来診療又は	救急
(1)								も精	
神科医療を必要とする患者の診療を行うこと。)。									
			臺療機関名)	/	()		()
	実	『施日②(実施 图	逐療機関名)	/	()	/	()
	実	医施日③(実施图	医療機関名)	/	()	/	()
	実	医施日④(実施图	臺療機関名)	/	()	/	()
	実	医施日⑤(実施图	臺療機関名)	/	()	/	()
	実	医施日⑥(実施图	医療機関名)	/	()	/	()
(2)	精	神保健福祉法上	の精神保健指	定医と	して業務等	(※) を	年1回	以上行って	いる
(2)			R健福祉法第十:	九条の四	に規定する業	務等を指	す。		
]	実施日(実施医		/	()		()
		公務員としての		1			1		
		①実施した業務		2			2		
		②依頼元(都道	国 府県名寺)	2					
4 当該保険医療機関の、地域の精神科救急医療体制の確保への協力に係る要件(直近1年間の実績を記入すること)									
(4)		神科救急医療体		申科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受 いる医療機関					
(1)	制整備事業で該当する施設を選択		□ 身体合併	症救急區	医療確保事業	において	指定を受	けている医療	機関
		精神科救急医療	確保事業におし	いて病院	群輪番型施設	として指	定を受けて	ている医療機	関
		① 当該保険医約	療機関の時間外	、休日ス	なは深夜におり	ける入院値	牛数	件(≧	≧4件)
(2)		報センター、	神科救急情報 [・] 他の医療機関、 、保健所、警察	都道府	県(政令市のナ	也域を含む	むものとす		≧1件)
		② 当該保険医療	療機関の時間外	、休日又	なは深夜におい	ナる外来対	讨応件数	件(≧	10 件)
		報センター、 る)、市町村	神科救急情報・ 他の医療機関、 、保健所、警察 よ深夜以外の依	都道府! 又は消防	県(政令市のb 5(救急車)から	也域を含む	むものとす		件
	1	□ 精神科救急	医療確保事業に	こおいて	外来対応施設	として指え	定を受けて	ている医療機	関
	2	② 口 時間外対応加算1の届出を行っている。							
(3)	精神科救急情報センター、都道府県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)、救命救急センター、一般医療機関等からの患者に関する問合せ等に対し、原則として当該保 ③								

5 早期診療体制充実加算における届出に係る要件 (届出を行っている場合は、□に√を記入すること。)

児童思春期精神科専門管理加算	
療養生活継続支援加算	
児童思春期支援指導加算	
精神科リエゾンチーム加算	
依存症入院医療管理加算	
摂食障害入院医療管理加算	
精神科入退院支援加算	
児童・思春期精神科入院医療管理料	
認知療法・認知行動療法	
依存症集団療法1、2又は3	
精神科在宅患者支援管理料	

6 情報通信機器を用いた精神療法における届出等に係る要件 (届出を行っている場合は、□に√を記入すること。)

要件	該当
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。	
「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」に沿って診療を行う体制を 有していること。	

[記載上の注意]

- 1 注 11 を届け出る場合は、「1」から「5」までを、注 12 を届け出る場合は、「3」、「4」及び 「6」を、それぞれ満たすこと。
- 2 実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。
- 3 「3」について、
 - ・注 11 を届け出る場合は、当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が(2)を満たすこと。当該保険 医療機関に常勤の精神保健指定医が2名以上勤務している場合は、少なくとも2名が(2)を満たす こと。
 - ・注 12 を届け出る場合は、情報通信機器を用いた精神療法を実施する精神保健指定医が(1)又は(2)を満たすこと。
 - ・(2)について、当該精神保健指定医が以下の①から⑤に掲げる「公務員としての業務」を行っている場合は、実施した業務の内容及び当該業務を依頼した都道府県名又は政令指定都市名を記入すること。
 - ① 措置入院及び緊急措置入院時の診察
 - ② 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察
 - ③ 精神医療審査会における業務
 - 4) 精神科病院への立入検査での診察
 - ⑤ その他都道府県の依頼による公務員としての業務
- 4 「4」について、当該保険医療機関において、(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすこと。 具体的には、(2)の場合、精神科救急医療体制整備事業の病院群輪番型施設に該当し①又は②の要件を 満たし、(3)の場合、①及び③又は②及び③の要件を満たすこと。
- 5 「5」について、当該保険医療機関においていずれかを届け出ていること。